様式第２（その５）（第７条、第11条、第12条関係）　　　　　　　　　　（条例別表第３　公共交通機関の施設用）

適合状況項目表

（第１面）

【１　移動等円滑化経路】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | 整備の状況 | 備考 |
| １　移動等円滑化経路を乗降場ごとに１以上設けること。 | □有・□無 |  |
| ２　床面に高低差がある場合は、傾斜路、エレベーター等を設けること。 | □高低差なし  □有・□無 |
| ３　主たる通行の用に供する経路と移動等円滑化経路が異なる場合は、経路の長さの差をできる限り小さくすること。 | □経路が同一  □有・□無 |
| ４　移動等円滑化された乗継ぎ経路を乗降場ごとに１以上設けること。 | □乗継ぎがない  □有・□無 |
| ５　主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、経路の長さの差をできる限り小さくすること。 | □乗継ぎがない  □経路が同一  □有・□無 |

【２　通路】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| 一般 | １　床の表面を滑りにくい仕上げとすること。 | | □有・□無 |  |
| ２　段の有無  （ない場合は、３及び４は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 段がある場合 | ３　色等により段を容易に識別できるものとすること。 | □有・□無 |
| ４　つまずきの原因となるものが設けられていない構造とすること。 | □有・□無 |
| ５　傾斜路の有無  （ない場合は、６～９は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | ６　手すりを両側に設けること。 | □有・□無 |
| ７　床の表面を滑りにくい仕上げとすること。 | □有・□無 |
| ８　色等によりその存在を容易に識別できるものとすること。 | □有・□無 |
| ９　両側に立ち上がり部を設けること。  （両側が壁面の場合を除く。） | □両側が壁面  □有・□無 |
| 移動等円滑化経路 | 10　有効幅員：140㎝以上  （やむを得ない場合は120cm以上） | | 最小有効幅員  （　　　㎝） |
| 11　戸の有無  （ない場合は、12及び13は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 戸がある場合 | 12　有効幅員：90cm以上  （やむを得ない場合は80cm以上） | 最小有効幅員  （　　　cm） |
| 13　自動開閉又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □有・□無 |
| 14　段の有無  （ない場合は、15は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 15　段がある場合の傾斜路の併設の有無 | | □有・□無 |
| 16　照明設備を設けること。 | | □有・□無 |
| 17　傾斜路の有無  （ない場合は、18～20は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | 18　有効幅員：120㎝以上  （段に併設するものは、90cm以上） | 最小有効幅員  （　　　cm） |
| 19　傾斜路の勾配：屋内1/12以下  屋外1/15以下  （高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下） | 最大勾配  屋内（１／　 ）  屋外（１／　 ） |
| 20　高さ75cm以内ごとに踏幅が150㎝以上の踊場を設けること。 | □高さ75㎝未満  □有・□無 |

（第２面）

【３　移動等円滑化経路と公共用通路の出入口】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| １　有効幅員：90cm以上  （やむを得ない場合は、80cm以上） | | 最小有効幅員  （　　　cm） |  |
| ２　戸の有無  （ない場合は、３及び４は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 戸がある場合 | ３　有効幅員：90cm以上  （やむを得ない場合は、80cm以上） | 最小有効幅員  （　　　cm） |
| ４　自動開閉又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □有・□無 |
| ５　段の有無  （ない場合は、６は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| ６　段を設ける場合の傾斜路の併設の有無  （傾斜路の構造は、【２ 通路】の欄に記入すること。） | | □有・□無 |

【４　階段】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| １　階段の有無  （ない場合は、２～９は記入しないこと。） | | □有・□無 |  |
| 階段がある場合 | ２　手すりを両側に設けること。 | □有・□無 |  |
| ３　手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 | □有・□無 |
| ４　回り段がないこと。 | □回り階段あり  □回り階段なし |
| ５　踏面の表面を滑りにくい仕上げとすること。 | □有・□無 |
| ６　色等により段を容易に識別できるものとすること。 | □有・□無 |
| ７　つまずきの原因となるものが設けられていない構造とすること。 | □有・□無 |
| ８　両側に立ち上がり部を設けること。  （両側が壁面の場合を除く。） | □両側が壁面  □有・□無 |
| ９　照明設備を設けること。 | □有・□無 |

【５　エレベーター（移動等円滑化経路を構成するもの）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　エレベーターの有無  （ない場合は、２～15は記入しないこと。） | | | □有・□無 |  |
| エレベーターがある場合 | ２　出入口の有効幅員：80cm以上 | | 有効幅員  （　　　cm） |  |
| 籠の大きさ | ３　幅：140㎝以上 | （　　　㎝） |
| ４　奥行き：135㎝以上 | （　　　㎝） |
| ５　籠内に鏡を設けること。 | | □有・□無 |
| ６　出入口にガラス窓等又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設けること。 | | □有・□無 |
| ７　籠内に手すりを設けること。 | | □有・□無 |
| ８　開扉時間を延長する機能を有したものとすること。 | | □有・□無 |
| ９　籠内に停止予定階及び現在位置の表示設備を設けること。 | | □有・□無 |
| 10　籠内に到着階及び戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。 | | □有・□無 |
| 11　籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。 | | □有・□無 |

（第３面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| エレベーターがある場合 | 12　籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤のそれぞれ１以上を視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。 | □有・□無 |  |
| 13　乗降ロビーの幅・奥行き：150㎝以上 | 最小長さ  （　　　㎝） |
| 14　乗降ロビーに籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 | □有・□無 |
| 15　エレベーターの台数並びに籠の幅及び奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めること。 | □有・□無 |

【６　エスカレーター】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　エスカレーターの有無  （ない場合は、２～９は記入しないこと。） | | | □有・□無 |  |
| エスカレーターがある場合 | 一般 | ２　行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 | □有・□無 |  |
| 移動等円滑化経路 | ３　上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設けること。 | □双方向移動なし  □有・□無 |
| ４　踏み段の表面及びくし板を滑りにくい仕上げとすること。 | □有・□無 |
| ５　昇降口は、３枚以上の踏み段を同一平面上にすること。 | □有・□無 |
| ６　色等により踏み段相互及びくし板と踏み段の境界を容易に識別できるものとすること。 | □有・□無 |
| ７　上端と下端に近接する通路の床面等に進入の可否を示すこと。 | □有・□無 |
| ８　有効幅員：80cm以上 | 有効幅員  （　　　cm） |
| ９　踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとし、車止めを設けること。 | □有・□無 |

【７　便所】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　便所の有無  （ない場合は、２～35は記入しないこと。） | | | | □有・□無 |  |
| 便所がある場合 | ２　段の有無  （ない場合は、３～５は記入しないこと。） | | | □有・□無 |  |
| ３　傾斜路の有無  （ない場合は、４及び５は記入しないこと。） | | | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | ４　傾斜路の勾配：1/12以下  （高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下） | | 最大勾配  （１／　　） |
| ５　表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | | □有・□無 |
| ６　出入口付近に、男女の区別及び便所の構造を音、点字等により示す設備を設けること。 | | | □有・□無 |
| ７　床の表面を滑りにくい仕上げとすること。 | | | □有・□無 |
| 各便所の１以上の便房 | | ８　洋式便器を設けること。 | □有・□無 |
| ９　手すりを設けること。 | □有・□無 |
| 10　小便器の周囲に手すりを設け、床置式等とすること。 | | | □小便器がない  □有・□無 |
| 11　乳幼児用椅子等を設けること。 | | | □有・□無 |
| 12　乳幼児用ベッド等を設けること。 | | | □有・□無 |

（第４面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | | | 整備の状況 | 備考 |
| 便所がある場合 | １以上の便所（13又は14のいずれかに適合すること。） | 13　車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。 | | | | □有・□無 |  |
| 14　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の便所とすること。 | | | | □有・□無 |
| 13の便房又は14の便所がある場合  （13については20、25及び26を、14については19及び27から35までを除く。） | 15　移動等円滑化経路と便所間の経路の１以上は移動等円滑化経路の通路の基準に適合すること。 | | | | □有・□無 |
| 出入口 | 16　有効幅員：80cm以上 | | | 有効幅員  （　　　cm） |
| 17　段の有無  （ない場合は、18は記入しないこと。） | | | □有・□無 |
| 18　段がある場合の傾斜路の有無 | | | □有・□無 |
| 19　13の便房が設けられている旨を表示した標識を設けること。 | | | □有・□無 |
| 20　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造である旨を表示した標識を設けること。 | | | □有・□無 |
| 21　戸の有無  （ない場合は、22及び23は記入しないこと。） | | | □有・□無 |
| 戸がある場合 | 22　有効幅員：80cm以上 | | 有効幅員  （　　　cm） |
| 23　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | | □有・□無 |
| 24　車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 | | | | □有・□無 |
| 25　洋式便器、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備を設けること。 | | | | □有・□無 |
| 26　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けること。 | | | | □有・□無 |
| 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房 | | 出入口 | 27　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具が設けられている旨を表示した標識を設けること。 | □有・□無 |
| 車椅子使用者用便房 | | 出入口 | 28　有効幅員：80cm以上 | 有効幅員  （　　　cm） |
| 29　段がないこと。 | □有・□無 |
| 30　車椅子使用者用便房である旨を表示した標識を設けること。 | □有・□無 |
| 31　戸の有無  （ない場合は、32及び33は記入しないこと。） | □有・□無 |

（第５面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | | | 整備の状況 | 備考 |
| 便所がある場合 | 13の便房又は14の便所がある場合  （13については20、25及び26を、14については19及び27から35までを除く。） | 車椅子使用者用便房 | 出入口 | 戸がある場合 | 32　有効幅員  ：80cm以上 | 有効幅員  （　　　cm） |  |
| 33　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □有・□無 |
| 34　車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 | | | □有・□無 |
| 35　洋式便器、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備を設けること。 | | | □有・□無 |

【８　案内表示】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| 視覚障害者誘導用ブロック等 | １　公共用通路と車両等の乗降口との間の経路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声等で視覚障害者を誘導する設備を設けること。 | □対象外施設  □有・□無 |  |
| ２　１の経路とエレベーター操作盤、案内板、便所及び乗車券等販売所との間の経路に視覚障害者誘導用ブロックを設けること。 | □対象外施設  □有・□無 |
| ３　階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロックを敷設すること。 | □対象外施設  □階段等がない  □有・□無 |
| ４　日本産業規格Ｔ9251に適合すること。 | □有・□無 |
| ５　車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供するための設備を設けること。 | | □有・□無 |
| 標識 | ６　移動等円滑化のための主要な設備がある旨を表示した標識を設けること。 | □有・□無 |
| ７　11の案内板等がある旨を表示した標識を設けること。 | □有・□無 |
| ８　６及び７の標識は、日本産業規格Ｚ8210に適合すること。 | □有・□無 |
| ９　洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を設けること。 | □洋式便器及び手すりがない  □有・□無 |
| 10　乳幼児用椅子等又は乳幼児用ベッド等が設けられている旨を表示した標識を設けること。 | □乳幼児用椅子等がない  □有・□無 |
| 11　公共用通路に直接通ずる出入口付近に移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等を設けること。 | | □有・□無 |
| 12　公共用通路に直接通ずる出入口付近等に旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字等により示す設備を設けること。 | | □有・□無 |
| 13　情報提供のための案内設備の案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 | | □有・□無 |

（第６面）

【９　その他の旅客用設備】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　乗車券等販売所、待合所及び案内所の有無  （ない場合は、２～12は記入しないこと。） | | | | □有・□無 |  |
| 乗車券等販売所、待合所及び案内所がある場合 | ２　移動等円滑化経路との間の経路の１以上は移動等円滑化経路の通路の基準に適合すること。 | | | □有・□無 |  |
| ３　出入口の有無  （ない場合は、４～９は記入しないこと。） | | | □有・□無 |
| 出入口がある場合 | ４　有効幅員：80cm以上 | | 有効幅員  （　　　　cm） |
| ５　戸の有無  （ない場合は、６及び７は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 戸がある  場合 | ６　有効幅員：80cm以上 | 有効幅員  （　　　　cm） |
| ７　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □有・□無 |
| ８　段がないこと。 | | □段あり  □段なし |
| ９　段がある場合の傾斜路の併設の有無（傾斜路の構造は、【２ 通路】の欄に記入すること。） | | □有・□無 |
| 10　カウンターの１以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。 | | | □カウンターがな  　い  □常勤者が対応  □有・□無 |
| 11　文字により意思疎通を図るための設備を設けること。  （待合所は除く。） | | | □待合所に該当  □勤務者がいない  □有・□無 |
| 12　11の設備を保有している旨を表示すること。  （待合所は除く。） | | | □待合所に該当  □勤務者がいない  □有・□無 |
| 13　券売機の１以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 | | | | □券売機がない  □窓口で対応  □有・□無 |
| 休憩設備 | 14　休憩設備を設けること。 | | | □有・□無 |
| 15　優先席を設ける場合は、優先的に利用できる者を表示する標識を設けること。 | | | □優先席がない  □有・□無 |

【10　その他】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| １　鉄道駅・軌道停留場  （該当しない場合は、２～16は記入しないこと。） | | □該当する  □該当しない |  |
| 鉄道駅・軌道停留場 | ２　線路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある場合は、各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ１以上設けること。 | □該当しない  □有・□無 |  |
| ３　移動等円滑化経路上の改札口の有効幅員：80cm以上 | 有効幅員  （　　　cm） |
| ４　自動改札機を設ける場合は、進入の可否を容易に識別できる方法で表示すること。 | □有・□無 |
| ５　プラットホームの有無  （ない場合は、６～15は記入しないこと。） | □有・□無 |

（第７面）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 | |
| 鉄道駅・軌道停留場 | プラットホーム | ６　鉄道車両の乗降口との間隔をできる限り小さくすること。 | □有・□無 | |  |
| ７　プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面をできる限り平らとすること。 | □有・□無 | |
| ８　車椅子使用者の円滑な乗降に支障のある場合は、円滑な乗降のための設備を設けること。 | □支障なし  □有・□無 | |
| ９　排水のための横断勾配：１％（標準） | □ホームドア又は可動式ホーム柵あり  最大勾配  （　　　％） | |
| 10　床の表面を滑りにくい仕上げとすること。 | □有・□無 | |
| 11　鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる場合は、ホームドア又は可動式ホーム柵を設けること。 | □停車位置が一定でない  □有・□無 | |
| 12　11以外の場合は、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック等転落防止設備を設けること。 | □有・□無 | |
| 13　線路側以外の端部に転落防止柵を設けること。 | □転落のおそれな  　し  □有・□無 | |
| 14　列車の接近を文字等及び音声により警告する設備を設けること。 | □ホームドア又は可動式ホーム柵あり  □有・□無 | |
| 15　照明設備を設けること。 | □有・□無 | |
| 16　車椅子使用者用乗降口の位置を表示すること。 | | □停車位置が一定でない  □有・□無 | |
| 17　バスターミナル  （該当しない場合は、18～20は記入しないこと。） | | | □該当する  □該当しない |  | |
| バスターミナル | 乗降場 | 18　床の表面を滑りにくい仕上げとすること。 | □有・□無 |  | |
| 19　縁端に柵、点状ブロック等を設けること。 | □有・□無 |
| 20　車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。 | □有・□無 |
| 21　旅客船ターミナル  （該当しない場合は、22～26は記入しないこと。） | | | □該当する  □該当しない |  | |
| 旅客船ターミナル | 乗降用設備 | 22　車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とすること。 | □有・□無 |  | |
| 23　有効幅員：90cm以上 | 最小有効幅員  （　　　cm） |
| 24　手すりを設けること。 | □有・□無 |
| 25　床の表面を滑りにくい仕上げとすること。 | □有・□無 |
| 26　水面への転落防止のための柵、点状ブロック等を設けること。 | | □有・□無 |

（第８面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| 27　航空旅客ターミナル施設  （該当しない場合は、28～39は記入しないこと。） | | | □該当する  □該当しない |  |
| 航空旅客ターミナル施設 | 28　保安検査場の通路の有無  （ない場合は、29～32は記入しないこと。） | | □有・□無 |  |
| 保安検査場の通路がある場合 | 29　門型金属探知機を設置する場合は、車椅子使用者等用通路を別に設けること。 | □門型金属探知機がない  □有・□無 |
| 30　29の通路の有効幅員：90cm以上 | 最小有効幅員  （　　　cm） |
| 31　文字により意思疎通を図るための設備を設けること。 | □有・□無 |
| 32　31の設備を保有している旨を表示すること。 | □有・□無 |
| 33　旅客搭乗橋の有無  （ない場合は、34～38は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 旅客搭乗橋がある場合 | 34　有効幅員：90cm以上 | 最小有効幅員  （　　　cm） |
| 35　車椅子使用者の円滑な乗降に支障のある場合は、円滑な乗降のための設備を設けること。 | □支障なし  □有・□無 |
| 36　勾配：1/12以下 | 最大勾配  （１／　　） |
| 37　手すりを設けること。 | □有・□無 |
| 38　床の表面を滑りにくい仕上げとすること。 | □有・□無 |
| 39　改札口の有効幅員：80cm以上 | | 有効幅員  （　　　cm） |

【11　努力義務】

|  |
| --- |
| 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則第39条の特定施設の新築等をしようとする者の努力義務について措置したものを記入してください。 |
|  |

（注意）１　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

　　　　２　整備の状況欄は、該当する□にレ印を付すとともに、数字を記入してください。

　　　　３　基準に適合しない場合には、「備考」欄に措置の状況を記入してください。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。